

マレーシア・マイセカンドホーム(MM2H)の制度(2011.09.02 現在)

現役を引退した後の日本人の収入レベルは年金を中心として夫婦で月19万～20万円と言われる。これは基本的な生活費(月26万円)にも、かなり不足気味のレベル。マレーシアの物価が日本の約3分の1という事は、年金の購買力が3倍になる事を意味するので、年金生活20年で約1億円の余裕が生まれる。「豊かな老後を求めて」MM2H 制度による定住を目指す人が多い。最近はこれに加え、地震・津波や放射能からの安全を求める人々、子女の国際人教育を目指す人々のマレーシア定住も目だって増えてきた。更にマレーシアにはメイドの雇用による主婦の家事からの解放があること、及び安価な老人介護の環境が整備されていることも大きなメリットとして注目されている。

申請の際に必要なとされる手続きについて下記に概略を示す。

【申請提出時の資産・収入チェック】

- 50歳未満の場合、流動資産(預金・有価証券)50万リング以上を所有する証明、及び
海外(マレーシア国外)で1月1万リング以上の収入があることの証明
- ◎ 50歳以上の場合、流動資産(預金・有価証券)35万リング以上を所有する証明、及び
海外(マレーシア国外)で1月1万リング以上(筆者註:柔軟性あり)の収入があることの証明。
但し既に退職している人は政府の承認ある年金基金から1月1万リングの年金を受領することの証明で上記を充足する。

【条件付き承認取得の際の財務条件】

移民局より「条件付承認書」を受領した場合、

- 50歳未満は30万リングの定期預金を開設。(1年後に15万リングまでは家の購入、子女のマレーシアでの教育、医療などの承認された費用の為(*1)に解約出来る。15万リングはMM2H滞在期間中維持)
◇百万リング以上の土地家屋を購入済みの申請者は、定期預金15万リング開設と維持
- ◎ 50歳以上は15万リングの定期預金の開設。(1年後に上記理由(*1)で5万リングまでは解約出来る。10万リングは維持)。◇百万リング以上の家屋購入者は定期預金10万リング開設と期間中維持
註(*1)観光省の審査は柔軟と聞いている。

診断書: 申請者と家族は登録されたマレーシア民間病院又はクリニックの健康診断書を提出。

医療保険: 申請者と家族はマレーシアで有効な医療保険を保有する事。年齢か健康の理由で保険が得られない申請者は免除されることがある。

ボンド: セキュリティボンド(個人申請の場合) 又は パーソナル・ボンド(エージェント経由の場合)

その他申請書類(特に困難なものはない)の詳細はビザ業者、または観光省の窓口、ウェブサイトなどで確認して用意する。警察証明(Letter of Good Conduct)が必要だが、日本の警察に申請すれば発給してもらえる。

(2011.09.02)